

現職教育資料

	はじめに……………	1
第 1	学校図書館の役割……………	1
4 5 1	学校図書館の機能……………	1
号	学校図書館利用指導の充実……………	2
	読書指導の充実……………	3
	おわりに……………	4

学校図書館の充実と読書活動の推進

はじめに

これからの学校教育においては、自ら学び自ら考える力をはぐくむとともに、豊かな感性や人間性を育成することが大切である。この意味から学校図書館や読書活動の果たす役割は、ますます大きくなると考えられる。

そこで本稿では、これからの学校図書館に求められる役割やその運営の在り方、及び児童生徒に対する読書指導等について紹介し、各学校における読書活動の推進及び指導の充実に供したい。

1 学校図書館の役割

学習指導要領においては、児童生徒の主体的な学習を促進するとともに生きる力をはぐくむため、各教科等において学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図った教育活動を展開することの必要性が示されている。

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（中学校：生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
 （「第1章 総則」の「第5」指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2(9)
 中学校：「第6」 2(10)）

学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして、また、児童生徒の知的活動を促すとともに豊かな情操を養う上で、重要な役割を果たすものである。

特に、社会の情報化に伴い、多くの情報の中から児童生徒が自ら必要な情報を収集、選択、活用する能力が必要とされる一方で、児童生徒の活字離れ、読書離れといった問題も指摘されており、学校図書館の重要性はますます大きくなっている。

2 学校図書館の機能

学校図書館には、次の二つの機能があると言われている。

(1) 学習情報センターとしての機能

児童生徒の自主的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の有効な展開に寄与するため、「学習情報センターとしての機能」の充実に努める必要がある。

そのためには、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間の学習活動との連携を密にし、必要な学習資料を整えるとともに、児童生徒の情報収集、選択、活用能力を育成するという視点が大切であり、次のような具体策が考えられる。

ア 児童生徒が活用しやすいように図書資料の構成や整理方法、配架等を工夫する。

収集した資料は、児童生徒が必要に応じて使いやすい状態にしておくことが求められる。そのため、児童生徒の実態や発達段階等に応じて、資料の分類整理、構成、配架等を工夫する。

イ 書籍だけでなく、新聞、雑誌、ビデオテープ、CD等様々な情報ソフトの収集・整理に努める。

現在では、情報は様々な媒体を通して伝達される。そのため、学校図書館においても書籍に限らず様々な情報ソフトの収集・整理に努める必要がある。また、それらの更新にも留意し、常に活用できる情報の収集・整理に努めることも重要である。

ウ コンピュータ等の情報機器の導入や、他校の学校図書館、公共図書館との連携を図る。

資料や情報検索のための情報機器等を有効に活用するとともに、図書の貸し出し事務等の機械化や能率化に努める。また、学校を超えた図書資料の共有や活用を図るため、学校図書館のネットワーク化や蔵書のデータベース化等を促進する。

(2) 読書センターとしての機能

児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るとともに、創造力を培い学習に対する興味・関心を引き起こし豊かな心をはぐくむため、読書センターとしての機能の充実に努める必要がある。

そのためには、児童生徒が自主的に愉しんで自由に読書活動が行えるような手だてを工夫することが大切であり、次のような具体策が考えられる。

ア 児童生徒の読書傾向の実態を把握し、多様な興味・関心に応えられる図書資料を収集する。

児童生徒の読書に対するニーズに応えながら、児童生徒にとって魅力ある図書資料を計画的に整備する。

イ 児童生徒の発達段階に即し、知的な刺激を与えられるような図書資料を収集する。

児童生徒の知的好奇心を満たし、新しいことを知る喜びや学ぶ楽しさなどを実感できるような図書資料を計画的に整備する。

ウ 図書館が学校における心のオアシスとして、進んで読書を愉しむための場となるように努める。

児童生徒が読書の楽しさを味わい自由に読書活動が行えるよう、人的、物的な環境を整備する。

エ 余裕教室等の活用を図るなど、ゆとりある機能的なスペースの確保に努める。

余裕教室の有効活用や読書コーナーの設置等学校内に児童生徒が身近に図書資料等に接することができるようなゆったりとした読書・学習スペースを設ける。

3 学校図書館利用指導の充実

学校図書館は、図書資料、視聴覚資料など学校教育に必要な資料等を収集・整理・保存し、学校教育全体において計画的に利用できるようにすることが求められる。そのためには、次のようなことが必要になる。

(1) 学校図書館司書教諭または学校図書館主任等を中心に、すべての教職員が学校図書館の役割や意義についての理解を深め、多角的に運営にかかわる。

学校図書館法の一部改正により、平成15年4月1日から12学級以上の学校には学校図書館司書教諭の設置が義務付けられた。これは、学校図書館の果たす役割がますます重要になってきていることに鑑み、法の改正が行われたものである。県教育委員会では、平成8年度から学校図書館司書教諭講習に教員を派遣し、有資格者の育成に努めている。

学校図書館の運営に当たっては、学校図書館司書教諭または学校図書館主任が中心的な役割を果たすことになるが、本来全ての教職員が学校図書館の役割や意義について十分に理解し、運営に積極的に関わることが求められる。

特に、これからの学校教育においては学校図書館に関わる業務や指導等については国語科を担当する教員が受け持つものという固定観念を廃し、様々な教科を担当する教員がそれぞれの立場で多角的に運営に関わることが極めて重要な視点となる。

(2) 図書館利用指導に関する年間指導計画を作成し、全校的に実践化を図る。

学校図書館を利用するに当たっては、その目的を明確にするとともに、利用の時期や場面等についても十分に検討した上で、年間計画を作成しておくことが大切である。

そのため、年間を見通して、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、いつどのような目的で学校図書館を利用するのかを検討した上で利用計画を立案し、全校的に共通理解を図るとともにその有効な活用を図ることが必要である。

- (3) 学校図書館及び資料等の活用に関する基礎的・基本的能力の育成を図る。

児童生徒が学校図書館及び資料等を有効に活用するためには、その基礎的・基本的な技能等を意図的・計画的に習得させる必要がある。

例えば、児童生徒に対して、学校図書館及び資料を活用する際の基本的な規則やマナー等をできるだけ早い時期に身に付けさせるよう指導するとともに、図書の検索の仕方等の基礎的な技能を発達段階に応じて習得させるようにする。

- (4) 児童生徒の発想を生かした委員会活動の主体的・自治的な取組を支援する。

学校図書館の運営に当たっては、児童生徒による自主的な委員会活動の活性化を図ることが有効である。具体的には、次のような活動が考えられる。

貸出業務や館内の整備などの図書館サービスとしての活動

学校図書館の利用について全校的に啓発を進める広報者としての活動

学校図書館に関係した行事等を企画・立案・運営する活動

児童生徒の立場から蔵書構成を図り、魅力的な学校図書館を創る活動 など

これらの活動に児童生徒の主体的な参加を促し、図書委員会や図書係の自治的活動を積極的に支援する。その際、担当の教員だけでなく、全校的に取り組むことが大切である。

- (5) 他校の学校図書館や公共図書館との連携を図り、より豊かな学習活動を展開する。

児童生徒の多様な興味・関心に対応するためには、自校の学校図書館の資料だけでは不十分な場合が生じることが考えられる。そのような際に、自校の学校図書館に備えられていない資料等を公共図書館や他校の学校図書館から借り入れるなどして、より豊かな学習活動を展開することが求められる。

そのためには、図書館相互のネットワーク化や資料のデータベース化等を図るなどの工夫が必要になる。

- (6) 保護者や地域の人材等の活用により、学校図書館運営の充実を図る。

現在、学校教育の様々な場面において保護者や地域の人材等を活用した学習活動が展開されている。学校図書館の運営についても同様の取組が期待される。

具体的には、保護者や地域の人材を図書ボランティアとして活用し、学校図書館の運営や読み聞かせなどの読書活動を展開することが考えられる。また、「図書館だより」等により家庭との連携を図ることも有効である。

4 読書指導の充実

近年、「朝の10分間読書」に代表される様々な読書活動が多く为学校で展開されているが、各学校においては、学校図書館の活用を促進することと併せて、児童生徒の読書意欲の向上を図るための指導の充実を図ることが大切である。

具体的には、次のような手だてが考えられる。

- (1) 児童生徒が感動する本を用意する。

児童生徒が読書を楽しむためには、児童生徒が感動する本を用意することが前提となる。特に、読書習慣の形成に大きな影響を与えるといわれている幼児期から小学校低学年にかけての時期や、読書離れが一段と進んでいる中学校から高等学校に至る時期に、豊かな読書体験ができるような本を用意することが重要である。そのため、教師自身が児童生徒の読書ニーズを把握するとともに、公共図書館や関係団体等との連携を図るなどして、進んで本の情報を入手し対応していくが必要になる。

- (2) 読書の楽しさとの出会いをつくる。

児童生徒が読書を楽しむためには、まず読書の楽しさを味わい、知る必要がある。

学校においては、読書をしたり学校図書館を活用したりする教師の姿は、児童生徒に大きな影響を与えるものである。児童生徒が読書活動に取り組む際などには、教師自身も共に活動に参加することが、児童生徒の本との出会いを広げる一助になる。また、教師が自分で読んだ本を積極的に紹介するなどして、児童生徒と共通の読書体験をもつきっかけをつくることも大切である。

つまり、読書を通して得られる知的な刺激や感動など、様々な読書の楽しさとの出会いを児童生徒に体験させ、進んで読書に取り組もうとする態度を養うことが大切である。

また、読書体験を豊かにし、望ましい読書習慣を

形成するためには、毎日の読書タイムや学校独自の読書週間を設定したり、読書相談、読書会などを行ったりするのも有効である。

(3) 読書を楽しむ児童生徒の心に共感する。

教師は、読書をしている児童生徒の心の動きなどに共感するように努めることが大切である。そのことによって児童生徒は自分の読書の在り方や感じ方などに自信を深め、新たな読書意欲を持ち、進んで読書を楽しむようになる。

児童生徒は本来読書が好きであり、読書を楽しみながら自ら学んでいくものであるという児童生徒観に立ち、児童生徒の読書を見守り、心の動きを感じ取るようにすることが大切になる。児童生徒の感じ方や考え方を認め、理解しようとすることは、個性を生かす教育を進める上でも重要なことである。

(4) 児童生徒の読書活動を広げる。

児童生徒が本に親しみ、読書を楽しむためには、各教科の授業などを中心に学校教育全体の中に、図書資料の活用や読書活動を広げていくことが大切である。

特に、情報活用能力や児童生徒の主体的能力の育成を重視する教育の下では、様々な場面で図書資料を積極的に活用した教育活動を充実し、読書活動の場を広げていく必要がある。その際には、計画的、継続的指導を確保するため、各学校で読書活動や学校図書館活用計画を作成するとともに、各教科等での学校図書館活用の促進、読書活動の指導方法などの工夫を重ねていくことが求められる。

(5) 児童生徒の読書体験を深める。

読書の意義はその楽しさを味わうだけでなく、読書によって得た感動などを表現し、読書体験を深めることによってより大きくなる。その際は、児童生徒の発達段階や個性等に応じて様々な表現方法を認めることが大切である。

読書感想文は、読書で得た知識や感動を文章化することで一層深い読みとりや思考を実現できるとの考えから、これまで学校における読書活動の指導法の一つとして重要な役割を果たしてきた。

しかし、それにとらわれることなく、読んだ本をもとにした物語の創作、感想画や劇化として表現させる方法、また、友達に対して読んだ本について紹介するための表現活動など、児童生徒の読書体験をより深めるために、多様な指導法の活用が求められる。

おわりに

各学校においては各教科をはじめ、総合的な学習の時間等で学校図書館を活用した調べ学習等の学習活動を展開する機会が増えたり、児童生徒の読書意欲を喚起するために、様々な工夫を凝らした読書活動が推進されたりしている。

また、平成13年12月12日付けで「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行された。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的として制定されたものである。

そのような中であって、従前の学校図書館の役割や運営等に対する認識を新たにし、新しい教育課程の中で、自ら学ぶ意欲や豊かな感性をもった児童生徒を育成するために、学校全体としての学校図書館の有効な利活用及び読書指導の一層の充実が図られることを期待するところである。